

## 利根川下流部水面利用協議会の取組について

元 利根川下流河川事務所 占用調整課

現 長野国道事務所 長野出張所 住野 容子

### 1. 利根川下流部水面利用協議会の設立背景

平成 10 年 2 月「計画的な不法係留船対策の促進について」（河川局長通達）に基づき、水面利用の利用調整のために、河川管理者、地方公共団体、学識経験者等からなる協議会を地域の実態に応じて河川毎等に設置することとされ、利根川下流部においても、平成 16 年に河川管理者、地方公共団体、学識経験者、水面利用関係者で構成される「利根川下流部水面利用協議会」（以下「協議会」という。）を設立した。

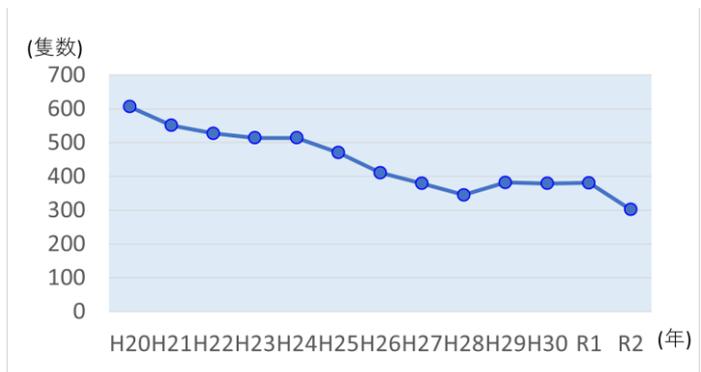
協議会設立当時、利根川下流部は広々とした河川空間・水面を有することから、昔から生業となっている内水面漁業の場としての利用に加えて、多様なレクリエーション利用が増加したことで、河川利用者間のトラブルや、持ち主が特定出来ない船舶の係留など、無秩序な利用形態が増えていた。

無秩序な水面利用を放置することは、さらに問題を積み重ね、複雑化し解決の道を困難にする恐れがあり、河川法に基づく管理行政の公平性の観点からも放置しておくことは問題であり、協議会においては、利根川下流部の多様な機能を保持しつつ、秩序ある水面利用のあり方を協議していくこととした。

### 2. これまでの不法係留船対策の取組内容

協議会では平成 17 年 7 月に「利根川下流部係留船対策計画」を策定し、利根川下流部における無秩序な係留状況等を解消するため、係留施設の河川法占用許可手続きの方針を定め、基準に合った係留船の合法化を図った（第 1 回～第 4 回協議会）。その一方、合法化できない船については、違法性の周知、撤去指導や撤去処分を進め、平成 20 年に 600 隻程度あった不法係留船は徐々にではあるが減少がみられた。その後、平成 25 年 5 月に国土交通省及び水産庁が策定した「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画（以下、「推進計画」という。）」では、平成 25 年度から令和 4 年度迄の 10 年間で放置艇ゼロ隻とする目標が定められた。しかし、利根川下流部では令和 2 年には 300 隻程度になったものの、目標のゼロ隻にはほど遠い数であった。（表 1）

表1 利根川下流部における不法係留船舶数の推移



令和 2 年 11 月に開催された第 5 回協議会では「現場情報の共有化」及び「協議会が

一体となった取り組み」が必要との意見が出され、「不法係留船・係留施設についての現状の見える化」、「放置艇ゼロ隻の早期達成に関する議論」等が今後の活動方針とされた。

### 3 第6回協議会の取組成果と課題

#### 3.1 不法係留船・係留施設の現状の見える化

令和3年に不法係留船・係留施設についての現状を把握するため、現地調査と、漁業協同組合へのヒアリング及びアンケート調査を行い、その結果から、不法係留船の数、分布状況、対応状況、係留施設の規模、管理状況等を図面、グラフ、写真等を用いて、「見える化」を実施し、協議会構成員に不法係留船と許可係留施設の実態を視覚的な情報により共有した。(図1)

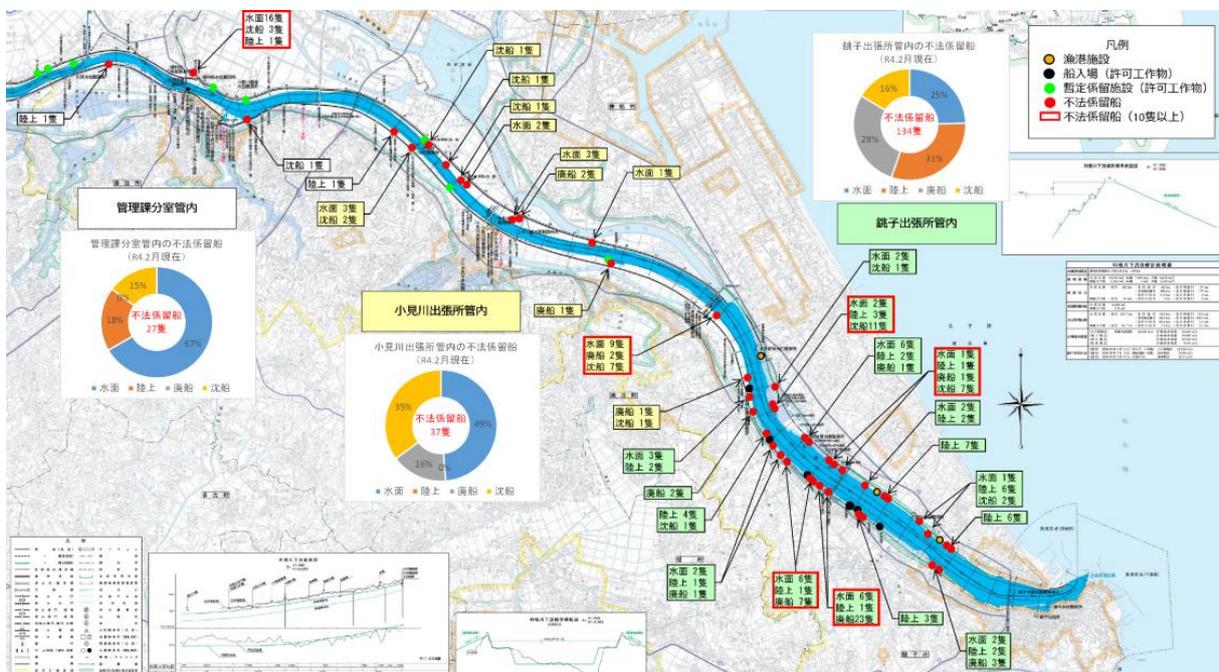


図1 不法係留状況

不法係留船・係留施設の現状の見える化により、以下の成果が得られた。不法係留船は令和4年2月時点で244隻、うち半数程度は最下流部の銚子出張所管内である。これらは出水時に上流部から流れ着いたり、平成23年3月の東日本大震災の際の津波の影響で海側から運ばれて来たりしたことが要因と考えられる。

不法係留船の状況は、上流部では使用しなくなった船の放置、下流部は廃船となったものが多い傾向にあった。船の種類は全体的に海域での使用を目的としたプレジャーボートは少なく、漁業関係で使用される船が大多数を占め、放置されている状態が多く見られた。



図2 上流部 許可係留施設

許可係留施設は、管理者である各漁協によって構造、規模、管理状況に差があり、上下流で大きな差が見受けられた。(図2、3) 具体的な傾向としては、上流部は簡易な構造施設が多く、個人的に施設が管理されており、使用者の高齢化や施設の老朽化が進んでいる。一方、下流部は県や市が設置したコンクリート構造物の係留施設が多く、漁業活動も活発なこともあり、概ね良好な管理がされていることが把握できた。



図3 下流部 許可係留施設

「見える化」により、協議会の対象範囲である上・下流域とでは、不法係留船の分布状況や許可係留施設の構造、関係する自治体や漁業関係者等の組織の違いが鮮明になり、地域固有の課題解決を図る議論の場が必要であることがわかった。今後、協議会に上流部会と下流部会を設置し、上下流それぞれの課題について議論し、具体的な解決策を検討することが必要である。(図4)

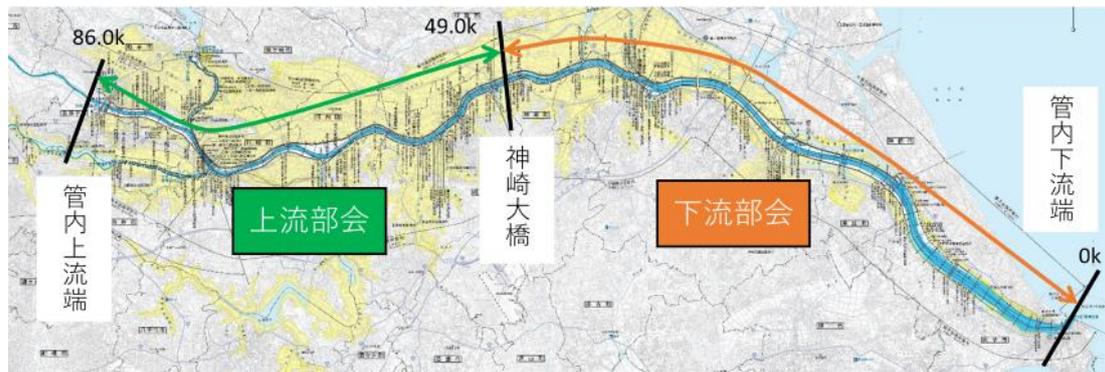


図4 上・下流部会のイメージ (令和4年7月協議会にて提案)

### 3. 2 行動指針の策定

推進計画による放置艇ゼロ隻とする目標を目指して不法係留船の問題に取り組み、従来に増して協議会構成員が統一感をもって連携していく必要があることから、令和4年度には協議会構成員が実施すべき具体的事項について「4つの行動方針(以下「行動方針」という。)」を策定し、取組主体を河川管理者だけではなく、協議会に発展させ、協働で取り組む機運の醸成を図った。

行動方針は、「①それぞれの立場や役割に基づき主体的、かつ、継続的に行動する」、「②地域毎に関係機関で情報や意見交換を行い、協働により地域固有の課題の解決を図る」、「③不法係留対策の意義や取組内容について広く伝え、地域の理解が得られるよう努める」、「④社会情勢や河川環境等の変化に応じて、実行力のある不法係留対策となるよう適宜見直しについて検討する」ことを定めている。

協議会では、地元キーパーソンに発言をお願いし、構成員それぞれが自らの係留施設を適切に管理して不法係留船を取り締まるように呼びかけてもらい、行動方針に沿った主体的な不法係留船対策に実行力を持たせるようにした。また、行動方針による取組の第一

歩として、不法係留船を増やさないための啓蒙活動用チラシ（図5）を作成し、構成員に配布して活用してもらい、利根川下流河川事務所HPには、チラシを掲載するとともに協議会の取り組み内容を掲載して不法係留船対策を広く伝えた。

行動指針を策定したことにより、不法係留船の問題に取り組んで行くためには協議会構成員が統一感をもって連携していく必要があることへの更なる意識の醸成と共有、協働の継続を図ることができた。これまでの協議会は定期的な開催となっていなかったこともあり、あまり活発とは言えなかったが、河川管理者による規制と排除だけでは限界があると考え、地元のキーパーソンに協議会で発言していただく方法も取り入れ、協議会の各構成員がそれぞれの立場や役割に基づき主体的、かつ継続的に不法係留船の問題に取り組むように導いた。その一例として、漁業関係者による使用しなくなった船を譲渡する仕組みにより、不法係留船を発生させない取組がある。今後は、定期的に各構成員の取り組み内容のフィードバック（情報や意見の交換）を行い、「地域の方々に不法係留船対策の意義や取り組み内容の理解を得られるような情報発信」と、「協働で達成した成果の共有」をフォローアップしながら進めていくことが課題となる。



図5 啓蒙活動用チラシ

#### 4. 今後の協議会

協議会は、水面利用関係者、行政が一同に集まり、情報共有と協議ができ、さらにそこに学識者が加わりフォローアップしてもらえる貴重な場となっている。

令和4年の協議会では、構成員の意識の醸成を行った。その成果を活かして、今後の協議会では、部会を活用しながら、見えてきた課題の解決に向けて検討していくことに加えて、構成員にも議題を提案してもらい、個々に抱えている課題や成果について意見交換し、幅広い議題について話し合えるまたとない機会として継続して開催していきたい。また、秩序ある水面利用を実現するにとどまらず、利根川下流部の広々とした河川空間・水面を活用した地域活性化等前向きな施策の実現にもつなげていける場として、活発な議論が行える協議会としたい。

さらに、協議会の取り組み内容を各機関のHPや広報、マスメディアの報道等を通じて、地域の方々に理解してもらうことで、衆人監視による不法係留の行為者に対する意識変化が期待できるとともに、利根川への愛着や観光資源としての潜在的な価値の共有を促し、築堤等の河川事業や防災にも関心を持ってもらうことに繋がればいいと考える。



図6 令和4年第6回協議会